

学力に関する証明書（教育職員免許取得申請用）の申込みに当たっての注意事項

【教育職員免許状申請に係る証明書について】

教員職員免許状（以下、「免許状」）を申請する際には、「学力に関する証明書」が必要になります。証明書を希望する方は、必ず以下の①～③を確認の上、申し込んでください。

また、申請する都道府県によっては、指定された書式による証明書が必要になる場合があります。まず、証明書を申込む前に申請予定の都道府県の教育委員会に書式を確認してください。指定された書式により証明書を申込む場合は、指定された書式の記入上の注意（記入例など）があれば、必ず添付してください。

- ① 学校種別（中学校、高等学校など、学校の種類を指します）
- ② 免許教科（国語、英語等の教科を指します）
- ③ 適用法令

実際に免許の申請にあたり、いつの免許法の適用になるか、ということです。

教育職員免許法は改正されていますので、申請予定の都道府県教育委員会に学歴（及び職歴など）を相談の上確認してください。学生としての身分の経歴が申請時まで空白なく連続しており、旧法での単位数を全て取得している場合など、旧法が適用になることもありますので、必ず、申請前に教育委員会にて確認してください。

交付願の記載欄に適用法令の確認が無い場合は、本学へ入学した年度の適用法令に基づいて作成・発行しますので、注意してください。

適用免許法の種類		
平成 28 年改正教育職員免許法（平成 31 年度入学者～）	⇒	新法
平成 10 年改正教育職員免許法（平成 12 年度入学者～）	⇒	旧法
昭和 63 年改正教育職員免許法（平成 2 年度入学者～）	⇒	旧旧法
昭和 63 年改正前教育職員免許法（～平成元年度入学者）	⇒	旧旧旧法

【教育職員免許状授与証明書について】

免許状は、各都道府県教育長が授与するもので、大学が授与するものではありません。（大学は免許状の授与資格のみを与えます）よって、この教育職員免許状授与証明書が必要な場合は、現在持っている免許状が授与された都道府県の教育委員会へ問い合わせてください。